**平成２７年（フ）第２７０号**
埼玉県蕨市南町３丁目２番18号　レオパード蕨南町202号、旧住所埼玉県蕨市中央２丁目２番９号　ワコー第２蕨マンション702号
債務者　長谷川文夫
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第２９５号**
埼玉県和光市白子１丁目11番３号　ヴィラパーティス101
債務者　上田　壽一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第８４号**
埼玉県八潮市大瀬６丁目８番地５　ストライプ203、旧住所東京都荒川区西日暮里４丁目７番25―401号
債務者　荒井　　進
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第１１７号**
埼玉県越谷市千間台西２丁目17番地３　サンハイツ105
債務者　須藤真奈美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第２８号**
千葉県市川市下貝塚１丁目９番１号　ドミール市川205号
債務者　牧野由美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第６３号**
千葉県船橋市宮本１丁目14番６号
債務者　齋藤かおり
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第８８号**
千葉県市原市ちはら台南５丁目９番地３　ハイツＴ＆M105
債務者　小野リバティこと　ＯＮＯ　ＬＩＢＥＲＴＹ　ＣＡＳＩＮＧＡＬ
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第９３号**
千葉県市原市潤井戸2060番地１
債務者　渡邉　利雄
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０５号**
千葉県市川市入船５番２―404号　ファサード行徳
債務者　龍造寺　真
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１１８号**
千葉県市川市南大野１丁目５番７号　コーポラスＩＺＵＫＩ―105号
債務者　並木　千秋（旧姓弓削）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３０号**
千葉県船橋市山野町195番地　富徳マンション205号
債務者　香取あきな
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３５号**
千葉市花見川区幕張本郷２丁目２番12―202号
債務者　吉川　真明
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１５４号**
千葉県市川市南行徳３丁目14番７―103号　トレスプラタ南行徳
債務者　豊田　栄市
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２１４号**
名古屋市南区六条町４丁目17番地の１　カーサ道徳107号
債務者　小野　勲志
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３５号**
高知市北竹島町25番地９
債務者　高橋　信幸
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第６４号**
高知県南国市立田603番地の５
債務者　門脇　義広
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第６６号**
高知市河ノ瀬町67―１　Ａ20、住民票上の住所高知市河ノ瀬町67番地１　改住Ａ―21
債務者　寺岡　彰眞
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高知地方裁判所破産係